

危険物関連設備等に係る性能評価については、危険物等の貯蔵、取扱い又は運搬の保安対策に係る技術進歩の動向等に的確に対応しながら、新技術・新手法の活用による保安、対策のレベルアップを支援するために行っており、今まで多くの方々にご利用いただいています。

また、性能評価をご利用いただく皆様、さらには消防機関の皆様のご希望、ご要請等をお応えし、危険物の規制に関する政令第23条の適用の際の審査、協会の試験確認対象品目以外のものに係る基準への適合性の確認等の際におけるさらなる円滑な活用に資するとともに、危険物関連設備等の設置者、施工者、製造者等の皆様にご利用いただけるようさらなる利便性の向上に努めています。

1 性能評価の対象

性能評価の対象とする危険物関連設備等につきましては、危険物の貯蔵、取扱い又は運搬に係る危険物施設等の構造、設備等（ハロン代替ガス消火薬剤を使用する消火設備・機器を除く）及びこれらを有機的に関連づけたシステムとしています。

2 性能評価の内容

性能評価の内容につきましては、次のようにしています。

危険物関連設備等の性能評価に係る業務規程（平成8年8月16日危保規程第3号）抜粋

第3 性能評価の内容

危険物関連設備等に係る性能評価は、当該危険物関連設備等の使用目的に照らし、火災予防上又は消火活動上有効なものであることについて、次により行うものである。

- (1) 消防法令において具体的に基準が定められている危険物関連設備等（協会が現に行っている試験確認の対象品目を除く。）

当該基準に適合していることについての評価

- (2) 危険物の品名・数量・倍数、貯蔵・取扱いの方法、周囲の地形その他の状況等を考慮した危険物関連設備等

火災の発生及び延焼のおそれが著しく少なく、かつ、火災等の災害による被害を最小限に止めることができるものであることの評価

- (3) 予想しない特殊の構造又は設備を用いる危険物関連設備等

使用目的を同じくするものに関する基準と同等以上の効力を有するものであることの評価

- (4) その他、危険物等の保安、維持管理等に用いる危険物関連設備等

使用目的を達成することのできる一定の性能を有するものであることの評価

3 評価に係る手数料

評価に係る手数料は次の(1)及び(2)の額に消費税相当額を加算した額としています。

(1) 事務手数料

3,000,000 円（旅費等の額は別途）

(2) 委員会に係る費用

委員会の審議の回数に 700,000 円を乗じた額

4 危険物関連設備等性能評価委員会

性能評価委員会における審査の明確化、合理化を図るために、次のようにしています。

(1) 委員会には、特別委員及び特別専門委員が参画できます。

①特別委員とは、評価に係る危険物関連設備等が特定の危険物施設に設置される場合当該危険物施設の所在地を管轄する消防機関を代表する者とし、協会理事長が委嘱することとしています。

②特別専門委員とは、危険物関連設備等の評価が特定の専門分野にわたる場合は、当該専門分野の知識を有する者のうちから、協会理事長が委嘱することとしています。

(2) 委員会は、非公開とするとともに、申請者の利益保護等の観点から審査に係る書類等の開示の制限を明確にしています。

(3) 委員会の審議についても、合理化、省力化等を図ることとし、評価の迅速化を図ることとしています。

危険物関連設備等の性能評価に関する相談・問い合わせについては、次にご連絡下さい。

業務部業務第一課

TEL 03-3436-2353

FAX 03-3436-2251